

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会  
スポーツクライミング日本代表チームに関わる規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が、派遣するスポーツクライミング日本代表選手（以下「代表選手」という。）及び帯同するスタッフを併せた日本代表チーム（以下「代表チーム」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(規程類の遵守等)

第2条 代表チームは、国内外の法令、本協会の定款及び一切の規程・規定・内規類、International Federation of Sport Climbing（国際スポーツクライミング連盟）、国際オリンピック委員会及び日本オリンピック委員会等の関係団体の規程類、並びに社会規範を遵守して行動すること。

2 代表選手は、自らの健康管理は自らの責任で行うものとする。ただし、本協会が、BMIの値及び医師の診断等により、当該選手の健康上、代表選手としての派遣が適当でないと判断した場合には、当該選手を派遣しないことができる。

(代表選手の選考)

第3条 本協会は代表選手の選考方法を派遣する当該年の1月または選考競技大会の1ヶ月前までに発表する。

(代表ユニフォーム)

第4条 本協会は国際スポーツクライミング連盟（以下「IFSC」という。）が定める規則に適応した別項に定めるユニフォームを代表チームに支給する。

(肖像権)

第5条

1 本協会は、第4条に定めるユニフォームを着用した代表選手の肖像等（本協会登録選手規程第7条第1項に定める「肖像等」と同じ）について、使用及び第三者に対する許諾ができるものとする。

2 本協会は、第1項の代表選手の肖像等を本協会の広報及び広告宣伝活動等に無償で使用することができる。

3 本協会が、代表選手の肖像等を第三者に使用許可したことによる対価は本協会に属するものとする。

4 代表選手が、ユニフォームを着用してテレビ及びラジオ番組または催事等に出演して第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。

5 代表選手が、本条第1項に規定した肖像等を自ら商業的に使用し、または本協会以外の者に商業的に使用させる場合には、本協会に対し、その使用者及び使用内容等を示した書面により事前に届出をしなければならない。

(放送権)

第6条

- 1 本協会が主催する競技大会または催事に関するテレビ放送、ラジオ放送、インターネット放送およびモバイル放送の放送権は、すべて本協会に帰属する。
- 2 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(附 則)

1. この規程は、平成27年5月16日から施行する。
2. 平成29年9月3日改定
3. 令和元年9月12日 一部改定